

# 東京都北区ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣実施要綱

22 北子共第1219号

平成22年6月28日区長決裁

## (目的)

第1条 この要綱は、仕事と生活の両立推進に取り組もうとする企業等又はその取組みをさらに向上させようとする企業等に対しワーク・ライフ・バランス推進アドバイザーを派遣し、企業等の仕事と生活の両立を推進する取組みを支援することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、「企業等」とは、区内に本社又は主たる事業所があり、常時雇用する労働者が300人以下で、かつ、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者並びに一般社団法人及び一般財団法人等の事業者をいう。

2 ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー（以下「推進アドバイザー」という。）とは、社会保険労務士等の専門知識を有し、仕事と生活の両立推進に関し適切な助言を与えることができる者で、区長が選任したものをいう。

## (応募要件)

第3条 推進アドバイザーの派遣を受けるための応募要件は、次の各号のいずれも満たすものとする。

- (1) 前条第1項に規定する企業等であること。
- (2) 労働関係法令等に関し違反がないこと及びその他の法令上又は社会通念上認定するにふさわしくないと判断される事由がないこと。
- (3) 国、地方公共団体及び別表に該当する業種又は企業等ではないこと。
- (4) 申請を行った日から起算して、過去1年間に北区で指名停止を受けていないこと。

## (募集)

第4条 区長は、各年度において別に募集の期間を定めて推進アドバイザーの派遣申請の募集をするものとする。

2 推進アドバイザーの派遣を受けようとする企業等は、区長に対し東京都北区ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣申請書（別記第1号様式）により申請するものとする。

## (派遣企業の決定及び派遣)

第5条 区長は、申請を受けたときは、申請内容に基づき調査し、申請のあった企業に対し、推進アドバイザーを決定した場合は、東京都北区アドバイザー派遣決定通知書（別記第2号様式）により、派遣しないことに決定した場合は、東京都北区アドバイザー派遣不決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

2 区長は、推進アドバイザーの派遣を決定した企業（以下「派遣企業」という。）に対し、1年度当たり4回以内の範囲で推進アドバイザーを派遣するものとする。

3 区長は、派遣決定後に派遣企業からの辞退又は派遣が困難になった場合は、派遣を中止するものとする。

## (推進アドバイザーの業務)

第6条 推進アドバイザーは前条第2項の派遣企業を訪問し、派遣企業に対し次に掲

げる業務を行なうものとする。

- (1) 国、東京都等のワーク・ライフ・バランスに関する制度及び奨励金の紹介並びに活用支援
- (2) ワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備についての提案及びアドバイス
- (3) ワーク・ライフ・バランス推進の前提となる就業規則の作成及び見直しへの支援
- (4) 一般事業主行動計画策定の支援
- (5) 休業者職場復帰の支援
- (6) ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー及びワークショップ実施の支援
- (7) その他区長が必要と認めたもの  
(報告書の提出)

第7条 派遣企業は、推進アドバイザー派遣終了後速やかに、東京都北区ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣実施報告書（別記第4号様式）を区長あて提出するものとする。

- 2 推進アドバイザーは、各企業ごとの派遣業務終了後速やかに、東京都北区ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣完了報告書（別記第5号様式）を区長あて提出するものとする。  
(謝礼)

第8条 推進アドバイザー派遣業務に関わる推進アドバイザーへの謝礼金（交通費及び税金等諸経費を含む。）は、派遣企業1社1回あたり2時間につき、予算の範囲内で別に定める額とする。  
(守秘義務)

- 第9条 推進アドバイザーは、第6条の規定に基づく職務の内容については、第三者に漏らしてはならない。  
(委任)

第10条 この要綱の実施に必要な事項は、総務部長が定める。

付 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

付 則（平成27年6月4日区長決裁）

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則（平成28年4月1日副区長決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則（平成31年3月27日区長決裁）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月23日区長決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和3年11月12日副区長決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和3年12月23日区長決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。